

会議報告



国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 会議報告 (第111回会議)

国際監査・保証基準審議会
ボードメンバー

か い さ ち こ
甲斐 幸子

国際監査・保証基準審議会
テクニカル・アドバイザー

よ し む ら こ う へ い
吉村 航平

国際監査・保証基準審議会 (IAASB: International Auditing and Assurance Standards Board) の第111回会議が、2019年12月9日から13日まで、ニューヨークで開催された。

日本からは、日本公認会計士協会より甲斐幸子(ボードメンバー)、吉村航平(テクニカル・アドバイザー)、金融庁(企業会計審議会)より松本祥尚氏(オブザーバー)が参加した。以下、会議の概要を報告する。

1 改訂基準の最終化 —ISRS4400

既存のISRS4400「合意された手続業務」は、設定から20年以上経過し、昨今における合意された手続(Agreed-upon procedure)業務に対するニーズに適合しなくなってきている。そこで、IAASBは、2017年9月会議においてプロジェクト・プロポーザルを承認し、ISRS4400の改訂に係るプロジェクトを開始した。プロジェクトでは、クラリティ起草方針に基づく書換えのほか、以下の「(表1) ISRS4400の主な改訂点」に記載した事項を含めた、基準の現代化のための改訂の検討が行われている。

(表1) ISRS4400の主な改訂点

- 基準の適用対象を非財務情報にも拡大
- 合意された手続業務における職業的専門家としての判断の役割の明瞭化
- 契約の新規の締結又は更新に関する要求事項の導入
- 専門家の利用に関する要求事項の導入
- 実施結果報告書の記載内容
 - 独立性に関する記述の改訂(以下「(1) 実施結果報告書における独立性の記述」参照)
 - 利用制限:
 - ◇ 現行のISRS4400は、実施結果報告書の利用は実施する手続に同意した者に制限される旨の記載を求めているが、実施結果報告書の目的以外には適合しない場合がある旨の記載を求めるとに変更

IAASBは、2018年11月に公開草案を公表し(コメント期限2019年3月)、全部で52件のコメントレターを受領している。今回の会議では、主に、以下の点について議論されるとともに、最終承認審議が実施された。

(1) 実施結果報告書における独立性の記述

公開草案第30項(f)及び(g)では、実施結果報告書において、独立性について以下のいずれかの記載を要求していた。

- 職業倫理規程¹、業務契約書又はその他の理由により業務実施者の独立性が求められている場合には、独立している旨及び準拠した独立性の基準
- 業務実施者の独立性が求められていない場合には、以下のいずれかの記載
 - ① 独立していることが求められていない旨
 - ② 業務実施者が独立していると判断している場合(例えば、業務実施者が当該企業の監査人である場合には、独立している旨及び準拠した独立性の基準
 - ③ 業務実施者が独立していないと判断している場合(例えば、以前に保証業務契約の新規の締結を検討したことがあり、その際に、独立していないと判断している場合には、独立していることが求められておらず、独立していない旨

公開草案に対して、独立性が要求されていないにもかかわらず、③の場合に独立していない旨を開示しても有用性には乏しく、むしろ混乱を招く、記述の一貫性が確保されないとの意見が寄せられたこと等を踏まえ、今回の会議では、タスクフォースから、以下のいずれかの記載を求める案が提示された。

- 業務実施者の独立性が求められている場合には、独立している旨及び準拠した独立性の基準
- 業務実施者の独立性が求められていない場合には、独立していることが求められていない旨

これについて、メンバーからは特段の異論は提示されず、タスクフォースの提

案どおり最終化した。

(2) ISRS4400(改訂)の適用日

公開草案において、ISRS4400(改訂)の適用日は、「202×年×月×日以降の日付けで業務契約が締結される業務から……」(業務契約書日ベース)という形で定めることが提案されていた。これに対し、2019年6月会議において、業務契約書日ベースにした場合、長期の複数年契約の業務において、ISRS4400(改訂)の適用が遅延することから、「実施結果報告書日付けが202×年×月×日以降となる業務から……」(報告書日ベース)とすべきとのコメントが複数のメンバーから寄せられ、引き続き検討することになっていた。

今回の会議での議論の結果、適用日は業務契約書日ベースとし、「2022年1月1日以降の日付けで業務契約が締結される業務」とすること、ただし、適用指針において、複数年契約の場合、業務実施者は、2022年1月1日以降はISRS4400(改訂)に準拠して業務が実施できるようにするため、契約書を更新する場合がある旨の説明を設けることになった。

(3) 最終承認審議及び再公開草案化の要否

最終承認審議の結果、メンバー18名中17名の賛成により、基準は最終化された。反対した1名(英国FRC代表)は、IAASBが発行している監査・保証業務の基準で使われている概念が、ISRS4400(改訂)に適切に反映されていないこと(例えば、ISAE3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務」における、主題、規準及び主題情報の関係が反映されていないこと)、職業的懐疑心に関する要求事項がないこと等を理由に反対すると説明した。

また、再公開草案化の要否については、基準の最終化に反対したメンバー1

名は棄権し、残りの17名が再公開草案化は不要とするタスクフォースからの提案に賛成し、再公開草案化は行わずに基準を最終化することとなった。

改訂基準は、今後、2020年3月に行われる公益監視委員会(PIOB)の審議を経て、正式に公表される予定である。

2 基準の最終化に向けた検討 —品質マネジメント

IAASBは、2016年12月にプロジェクト・プロポーザルを承認し、品質マネジメントに関するプロジェクトを開始している。プロジェクトでは、ISQC1「監査事務所における品質管理」の厳格性と柔軟性の確保のため、クオリティ・マネジメント・アプローチ(QMA)を組み込むことが検討されている。今回の会議では、2019年2月に公表された公開草案3本(ISQM1「監査事務所における品質マネジメント」(現行のISQC1)及びISQM2「審査」(審査について扱う新規の品質管理基準)、並びにISA220「監査業務における品質管理」の改訂)について、受領したコメントに対応したドラフトが提示され審議された。今回の会議での主な議論は以下のとおりである。

(1) ISQM1「監査事務所における品質マネジメント」

① 品質リスクへの「対応(Response)」に関する独立セクション

受領したコメントのうち、「品質目標及び品質リスクへの『対応』の記載が詳細すぎ、適用の柔軟性が確保されていない」、「構成要素間の関連性が分かりづらい」という点に対応するために、タスクフォースから、品質目標の記述を公開草案よりもハイレベルな記述に変更すること、また、品質目標及び「対応」の間で重複している記述を削除することが提案された。この結果、「対応」に関する要求事

項が削減されたこと、複数の構成要素に関連する「対応」が存在することから、各構成要素における品質リスクへの「対応」の要求事項を一括して独立のセクションとしてまとめ、「Specified Responses」の見出しを付す案が提示された。

しかしながら、複数のメンバーから、記述の内容に具体性を欠いている、品質リスク及び品質目標と「対応」との関連性が分かりづらいといった意見が示された。

② 品質リスク考慮事項の導入

公開草案に対して、全ての事務所に求められる対応が記載されている一方で、品質リスクが記載されていないのは、品質マネジメント・アプローチは品質リスクにフォーカスしたアプローチであることと矛盾しているのではないかというコメントがあった。そこで、2019年9月会議において、品質リスクの識別及び評価の際の考慮事項(Quality risk Consideration: QRC)を要求事項に記載することを検討することになっていた。今回の会議で、タスクフォースから、監査事務所による品質リスク評価プロセスに関する要求事項において、品質マネジメントシステムの全構成要素に共通して検討することが求められるQRCを記載することが提案された。

これに対して、QRCの記述を追加すること自体は適切であるという意見が多かった。ただし、品質リスクの識別と評価に関して、既に存在しているその他の要求事項との関連性が不明確である、記述されたQRCが網羅的なものであるか懸念があるといった意見が示された。

③ 業務の定期的な検証に関する適用指針

公開草案第45項では、監査事務所による監視及び改善プロセスの一環として、現行のISQC 1と同様に、業務の定期的な検証に関して、業務責任者ごとに少な

くとも一定期間ごとに1つの完了した業務の定期的な検証を実施することが要求され、適用指針において、定期的な検証のサイクルとして「3年」が例示されていた。これに対してタスクフォースは、監査事務所による監視及び改善プロセスの方法により柔軟性を持たせるために、定期的な検証に関する要求事項は残しつつも、適用指針において例示されていた「3年」を削除したドラフトを提示した。

これに対してメンバーの約半数及び一部のオブザーバーから、「3年」はあくまでも適用指針の例示であることは理解しつつも、記述を削除することで要求事項が現行のISQC 1と比較して希薄化しているとの印象が生じること、何らかの目安となるガイダンスが示されるべきであることから、「3年」の記述は維持すべきでないかといった意見が示された。

④ 「不備」(Deficiency)と「発見事項」(Finding)の区分

公開草案第47項では、監査事務所による監視プロセス等から識別された「発見事項」(Finding)を評価することにより、「不備」(Deficiency)が存在するかどうかを検討することが要求されている。しかしながら、この「発見事項」と「不備」がどのような関係性にあるのかが不明確であるというコメントが寄せられた。これに対応するために、タスクフォースは改訂ドラフト第19項(gA)において、「発見事項」を、「監査事務所による監視プロセスの実施等から入手され、不備が存在する可能性を示す情報」と定義し、適用指針A172A項において、「発見事項」に対する職業的専門家の判断に基づいて「不備」が識別されるという関係性を明示した。

これに対して複数のメンバーから、依然として「発見事項」と「不備」の関係性は不明確であり、理解しづらいという意見が

示された。

⑤ 品質マネジメントシステムの評価時点

公開草案第55項及び第56項では、監査事務所による品質マネジメントシステムに関する最終的な責任を負っている者に対し、監査事務所による品質マネジメントシステムが、システムの目的の達成を合理的に確保しているかどうかの評価を、少なくとも年1回、実施することが要求されている。公開草案に対して、この「年1回」の評価が、いつ時点での品質マネジメントシステムの評価を指しているのか明確でないとの指摘があったことを受け、タスクフォースは、以下の2つの案を提示した。

- A) 過去の一定期間(over a period of time)においてシステムの目的が達成されていたこと
- B) 将来においてシステムの目的が達成されること

しかしながら、一部のメンバーから、第3案として以下が提案され、これに対して多くのメンバーから賛同が示された。

- 年1回の評価は、一定日時点においてシステムの目的が達成されているかどうかに基づき行われる。
- 当該評価の際、識別された不備がある場合には、当該不備が是正されているかどうか又は是正予定であるかどうか、及び当該不備による影響が適切に是正されているかどうかに基づき判断される。

(2) ISQM 2「審査」

① 業務執行責任者が審査担当者となる場合のクーリングオフ期間

業務執行責任者(Engagement partner)であった者が、関与していた業務の審査担当者(Engagement quality reviewer)になる場合、自己レビューや自己利益等の阻害要因が生じ、業務チームが行った重要な判断に対する客観的な

判断が阻害される可能性がある。そこで、品質管理プロジェクトでは、特定の期間(クーリングオフ期間)が経過するまで、業務執行責任者が関与していた業務の審査担当者になることを制限することを要求するかどうかを検討されている。公開草案では、適用指針A5項において、「上場企業の財務諸表監査の場合、業務執行責任者であった者は、その後2期間が経過するまで、関与していた業務の審査担当者になることができる場合は少ない」旨が示されていた。公開草案に対し、要求事項において、クーリングオフ期間の設定が求められることを明示すべき、また、クーリングオフ期間は、ISQM2ではなく国際会計士倫理基準審議会(IESBA)が設定する倫理規程(IESBA Code)で扱うべきとのコメントが寄せられた。当該コメントを受け、IESBAは、2019年12月会議において、審査担当者の客観性についてIESBA Codeで扱うプロジェクト・プロポーザルを承認し、公開草案を承認している。IESBAの公開草案では、IESBA Codeのセクション120に審査担当者に関する規定を新設し、セーフガードの例として、クーリングオフ期間の設定を示すことが提案されている。

今回の会議では、タスクフォースから、ISQM2において、監査事務所に対し、審査対象となる全業務について、少なくとも2年間のクーリングオフ期間の設定を要求することが提示された。当該提案に対し、少数のメンバーからは、一律に2年間を要求することにより、特に小規模事務所が実施する業務を審査対象とすることを阻害する結果になる可能性があるとの懸念が示された。しかしながら、大部分のメンバーからは、審査である以上、どのような業務も同じルールに基づいて実施されるべきこと、審査は品質リスクへの対応の1つであり、審査ではない他の

対応を講じることも可能であるとの理由から、タスクフォースの提案に賛成が示された。また、IESBA Codeとの関係については、一部のメンバーから、クーリングオフ期間の要求事項についても、本来はIESBA Codeで規定するべきではないかという意見が示された。

② グループの審査担当者と構成単位の監査人及びその審査担当者との討議

特に規制当局から、グループ監査における審査の在り方について扱われるべきとの指摘があることを受け、今回提示されたドラフトの適用指針A28A項では、大規模・複雑なグループ監査業務においては、重要な事項や判断に関して、グループ監査チームの審査担当者が構成単位の監査人又はその審査担当者と討議することがある旨が記載されている。この点については、実務的な困難さを伴うという意見が出た一方で、既に監査現場で実際に行われており、実務と整合しているという指摘が複数のメンバーからなされた。

(3) ISA220(改訂)「監査業務における品質マネジメント」

① 「監査チーム」(Engagement team)の定義

公開草案第10項(d)では、監査チームの定義を変更し、「監査手続(Audit procedure)を実施する全ての者」とすることが提案されている。この「監査チーム」の定義に関連して、今回の会議では、以下の2点が協議された。

- ネットワーク・ファーム外の構成単位の監査人：今回のドラフトでは、グループ監査の場合、監査チームメンバーには、構成単位の監査人(同一ネットワーク内・外の両方)が含まれることが明記された。また、ネットワーク・ファーム外の構成単位の監査人が存在する場合の考慮事項が適用指針に記載された

(A31項からA40項)。これについて、一部のメンバーから、「追加された指針は、主に職業倫理規程に関する事項しか扱っておらず十分ではない」、「構成単位の監査人に対する指示、監督、査閲に関する指針が含まれるべきである」という意見や、「これらの指針は、ISA220ではなくISA600に記載すべきである」という意見があった。また、タスクフォースから、ISA220における監査チームの定義の改訂やISA600の改訂プロジェクトを受け、2020年にIESBAにおいて、ネットワーク外の者の独立性等、ISA600に関連した論点について検討するプロジェクトが開始される予定であること、したがって、ネットワーク外の者の独立性の論点はISA220(改訂)において対応する必要はないことが説明された。これに対して、一部のメンバーから、ISA220(改訂)の監査チームの定義上、ネットワーク外の者も監査チームに含まれることが明示される以上、ISA220(改訂)において取扱いが示されるべきとの指摘があった。

- 「監査手続」の範囲：昨今は監査事務所がサービスデリバリーセンターを活用し、定型業務をアウトソーシングしている場合も多い。この場合に、どこまでの作業が「監査手続」に該当するか、その担当者を監査チームメンバーとして取り扱うべきか、現在の提案ドラフトでは不明確であるという意見が示された。

3 公開草案に向けた検討 -ISA600

IAASBは、2016年12月にプロジェクト・プロポーザルを承認し、ISA600「グループ監査」の改訂プロジェクトを開始している。ただし、他の基準改訂プロジェク

トの進行 (ISQC 1、ISA220、ISA315) を優先させていた影響でいったん棚上げとなり、2019年にISA600の改訂プロジェクトを再開した。今後、2020年3月会議で公開草案の承認審議を行うことを予定している。今回の会議では、公開草案ドラフト全体(ただし、付録を除く。)が提示されて議論が行われ、主に以下の点について、メンバーから意見が示された。

(1) ISA220(改訂)における「監査チーム」の定義との関連性

2020年3月に最終化予定のISA220(改訂)では、監査チーム(Engagement team)を「監査手続を実施する全ての者」として定義していることから(上記2(3)①を参照)、グループ監査においては、グループ財務諸表に対する監査手続を実施する全ての者が「監査チーム」として定義されることになる。一方、今回提示されたISA600のドラフトでは、「グループ監査チーム」(Group engagement team)と「構成単位の監査人」(Component auditor)が定義されている(第9項(b)及び(i))が、これらがISA220(改訂)で想定する「監査チーム」とどのような関係にあるか、本ドラフトからは判然とせず、ISA220(改訂)とISA600との整合性について、再度、整理して反映する必要がある旨のコメントが複数のメンバーから示された。

(2) グループ監査チームによる人・情報へのアクセス制限

今回提示されたドラフトでは、グループ監査チームが人・情報へのアクセス制限を受けた場合どのように対処するべきかについて、適用指針A12C項からA12F項として記述されている。例えば、A12D項では、監査調書について、国境を越えて共有することが法令等で制限されている場合に、グループ監査チームが構成単位の監査人を訪問し関連する監査調書

を査閲し、構成単位の監査人が実施した監査手続を協議することができる場合があることが記載されている。監査基準によって情報や人へのアクセスを強制することはできないため、このアクセス制限に関する課題は解決が困難な事象であるという認識が示される一方、適用指針等において、アクセス制限に対処できる様々な方法を示すことは有益であるというコメントが複数のメンバーから示された。

(3) リスクに基づくアプローチ

現行のISA600に対して、主に重要な構成単位の識別に基づきリスク対応手続を決定するアプローチでは、グループ財務諸表に対するリスク対応手続の最適化ができていないのではないかと批判がある。そこで、重要な構成単位の概念は廃止し、グループ監査チームが、グループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクを識別及び評価し、評価したグループ財務諸表に対する重要な虚偽表示リスクに基づき、リスク対応手続を決定することをより強調するアプローチ(リスクに基づくアプローチ)をISA600に組み込むことを検討している。今回のドラフトでは、グループ監査チームに対し、以下を行うことが求められていた。

- ISA315に基づく企業、企業環境、適用される財務報告の枠組み及び内部統制システムの理解に際し、グループの情報システムの集中化の程度及びグループ内における会計方針及び実務の一貫性について理解すること(第17項)
- 上記の理解に基づき、グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別・評価し、関連する構成単位の監査人にコミュニケーションを行うこと(第20A項)
- ISA330に基づき、グループ監査チーム又は構成単位の監査人が実施

するリスク対応手続の内容、時期及び範囲を決定すること(第24項)

▶ 関連する適用指針において、グループ監査チームによる、構成単位における取引種類、勘定残高及び開示に対する監査証拠の入手のアプローチは様々であることが説明されている。

これらの要求事項に関して、複数のメンバーから、要求事項の記述には、上記の要求事項に関する手続を構成単位の監査人が実施する場合もあることが反映されていないという意見があった。また、リスクに基づくアプローチが実務的に適切に運用されるのか疑問があるという指摘や、フィールドテストを行うことが必要であるとの意見が提示された。

(4) 重要性の基準値

現行のISA600では、グループ監査チームに対し、「構成単位の重要性の基準値(Component Materiality)」を決定すること、構成単位の重要性の基準値は、グループ財務諸表全体としての重要性の基準値より低くすることが求められている。タスクフォースから、リスクに基づくアプローチへの変更にともない、「構成単位の重要性」ではなく「構成単位の手続実施上の重要性(Component performance materiality)」の決定を求めることに改訂することが提案された(ドラフト第17B項(a))。この改訂について、メンバーからは特段異論は示されなかった。ただし、「構成単位の手続実施上の重要性」を「グループ全体の手続実施上の重要性」よりも低くすることが求められることに対し、一部のメンバーからは、同額とすることも認められるではないかという意見が示された。しかしながら、グループ監査には常に合算リスク(Aggregation risk)が存在することに鑑み、同額とすることは適切ではないとす

る意見が大半であった。

4 公開草案の承認—拡張された外部報告

拡張された外部報告(Extended External Reporting: EER)とは、統合報告、サステナビリティ報告書等、投資家その他ステークホルダーに対して非財務情報を含めて開示する新たな企業報告の形のことをいう。IAASBは、2017年10月にプロジェクト・プロポーザルを承認し、EERに対するISAE3000(改訂)「監査及びレビュー業務以外の保証業務」の適用に関連した規範性のないガイダンス文書の策定を開始している。ガイダンス文書では、IAASBが2016年8月に公表したディスカッション・ペーパー「新しい外部報告への信頼性の確保：保証業務に対する10の重要課題」に記載された10個の課題について扱う予定である。プロジェクトの第1段階として、2019年2月に、第1段階で検討されていた6つの課題に関するガイダンス文書のドラフトをコンサルテーション・ペーパーとして公表している(コメント期限:2019年6月)。その後、受領したコメントの検討及び残りの課題に関するガイダンス文書の草案の検討を重ねてきた。

今回の会議では、ガイダンス文書全体のドラフトが提示された上で議論が行われ、公開草案の承認審議が行われた。メンバーからは、ガイダンス文書全体が長く、実務上利用しづらいという懸念が考えられるため、本ガイダンス文書は規範性のないガイダンス文書であり、ガイダンス文書全体を読んだ上で利用することは必ずしも求められないが、ISAE3000(改訂)の特定の要求事項を適用する際の参考として有用であることを強調してはどうかとの意見があった。

公開草案の承認審議の結果、メン

バー18名全員の賛成により、ガイダンス文書は公開草案として承認された。公開草案は、ガイダンス文書の背景等の説明資料、適用事例等の参考資料とともに、2020年2月に公表予定である。

5 その他

(1) 複雑でない企業の監査

IAASBは、ビジネス環境の複雑化や様々な利害関係者からの要請に対応するためISAの改訂を続けており、ISAは長く複雑化する傾向にある。その結果、複雑でない企業(Less Complex Entity: LCE)の監査に対するISAの適用に問題が生じているとの指摘がある。そこで、LCEの監査に対するISAの適用上の課題や当該課題に対処するために、IAASBがとりうるアクションについて、意見募集を行うディスカッション・ペーパーを2019年4月に公表し(コメント期限:2019年9月)、全部で93件のコメントレターを受領している。今回の会議では、コメントの概要が紹介され、今後の方向性について、作業グループから以下の案が提示された。

これに対して複数のメンバーからは、

LCEにフォーカスしたワークストリームに関して、別基準の開発を前提に検討を進めるのではなく、全ての選択肢を排除せずに検討するべきであること、その検討に際してLCEの監査に対する懸念事項の根本原因分析を十分に実施するべきであること等の意見が示された。

(2) 2020年から2023年の戦略及び2020年から2021年の作業計画

IAASBは、2019年2月に、コンサルテーション・ペーパー「2020年から2023年の戦略と2020年から2021年の作業計画の提案」(コメント期限:2019年6月)を公表している。今回の会議では、コンサルテーション・ペーパーに寄せられたコメント(45通)及び前回会議における審議を踏まえ、修正案が提示され、審議を行った。審議の結果、最終化が行われた。「2020年から2023年の戦略」及び「2020年から2021年の作業計画」の概要については、次頁のコラムを参照いただきたい。

<注>

- 一部の国(例えば、米国)では、合意された手続業務を実施する場合にも、業務実施者の独立性が要求されている。

ワークストリーム	現時点からの所要期間	提案する方向性
A. LCEにフォーカスしたワークストリーム	中期的アクション(3-4年)	LCEの監査のための別基準を模索・開発する。また、関連するガイダンス文書の開発の検討を行う。
B. ISA全体にフォーカスしたワークストリーム	短期的アクション(1-3年)	各ISAの改訂の際に現行の基準と異なるアプローチを採用できるか模索する(例えば、ISA315(改訂)の際に実施したアプローチを、他の基準の改訂にも利用できるかどうかの検討)。 特に適用が困難との指摘があったISAについて、2020年以降のIAASBの戦略期間において対応が可能か検討する。
	長期的アクション(5年超)	ISAの全面改訂を行う。改訂のアプローチ等については、今後、検討が必要である。

コラム

2020年から2023年の戦略及び 2020年から2021年の作業計画

IAASBは、2019年12月会議で、2020年から2023年の戦略及び2020年から2021年の作業計画を承認した。IAASBのデュー・プロセス文書では、戦略及び作業計画について定期的に公開協議を行った上で見直しを行うこととされており、今回の協議文書は、その一環として公表されるものである。戦略及び作業計画の概要は、次のとおりである。

1. 2020年から2023年の戦略

(1) IAASBの目標 (Our Goal)

公共の利益に資する、一貫性のある適切な適用が可能な強固なグローバル基準の提供を通じて、高品質の監査、保証及び関連サービス業務により、財務報告及びその他の報告に対する信頼を強化し、社会の信頼を持続すること

(2) 戦略策定上の要因 (Strategic Drivers)

IAASBは、IAASBの基準及び将来の活動に最も影響する戦略策定上の要因を以下と考えている。

- テクノロジーの進歩と利用
- 複雑でない企業の環境
- 複雑性の増加とその影響
- 報告書に対する利害関係者のニーズの変化
- 監査に対する社会の信頼の変化

(3) 戦略上の目標 (Strategic Objectives)

IAASBは、IAASBの目標の達成のために行う活動を方向付けるため、以下の3本の戦略上の目標を設定している。

- ① IAASBの国際基準が高品質の監査、保証及び関連サービス業務の基礎であることを確保するため、新たに発生した問題をより重視すること
- ② 対応力を強化し、適切なタイミングで適切な作業を行うため、作業方法のイノベーションを行うこと
- ③ グローバルで目的に適合し、先進的で運用可能な基準策定を達成するため、利害関係者との関係を維持・強化すること

(4) 活動の枠組み (Framework for Activities)

IAASBは、適切なタイミングで適切な作業を行い、また、活動の透明性を高めるため、活動の枠組みを策定・導入する予定である。活動の枠組みの主要な特徴は、以下のとおりである。

- 情報収集とリサーチ活動
- 基準の改訂及び策定
- 基準の限定的な範囲での改訂・解釈の提供
- IAASBの基準の適用支援活動(ガイダンス文書の策定を含む。)

活動の枠組みの内容は、2020年以降に、具体的に構築、導入される予定である。

2. 2020年から2021年の作業計画

上記の戦略を踏まえ、IAASBは、2020年から2021年の2年間の作業計画を策定している。以下は、作業計画に記載されたプロジェクトのうち、戦略上の目標の「① IAASBの国際基準が高品質の監査、保証及び関連サービス業務の基礎であることを確保するため、新たに発生した問題をより重視すること」に関連する、主なプロジェクトと作業の目標を示している。

プロジェクト	作業の目標
IAASBの国際基準が高品質の監査、保証及び関連サービス業務の基礎であることを確保するため、新たに発生した問題をより重視すること	
基準の改訂及び策定	
ISQM 1「監査事務所の品質マネジメント」	・ 2020年6月 最終基準の承認
ISQM 2「審査」	・ 2020年6月 最終基準の承認
ISA 220(改訂)「監査業務における品質マネジメント」	・ 2020年6月 最終基準の承認
ISA 600(改訂)「グループ監査」	・ 2020年3月 公開草案の承認 ・ 2021年6月 最終基準の承認
IAASBの基準の適用支援活動-規範性のないガイダンス文書の策定等	
EER	・ 2020年12月 ガイダンス文書の承認
テクノロジー(継続プロジェクト)	・ よりタイムリーな対応が必要な論点を識別し、テクノロジーがISAの適用に及ぼす影響について扱うガイダンスを、適宜、策定予定
職業的懐疑心(継続プロジェクト)	・ 職業的懐疑心に関連した論点について対応するため、他のプロジェクト等に対して提言
情報収集・リサーチ活動	
複雑でない企業の監査	・ 2020年6月及び2021年6月 今後の方向性について作業グループがボードに提言
監査証拠	・ 2020年6月 今後の方向性について作業グループがボードに提言 ・ 2020年9月 プロジェクト・プロポーザルの承認
不正	・ 2021年6月 プロジェクト・プロポーザルの承認
継続企業	・ 2021年9月 プロジェクト・プロポーザルの承認

上記のほか、例えば、最近改訂・策定された基準や今後改訂・策定予定の基準の適用支援及び適用モニタリング・レビュー活動等が予定されている。

*法定監査従事者の必須研修科目
「監査の品質及び不正リスク対応」
研修教材

教材コード J 0 3 0 4 7 6

 研修コード 3 0 0 3

履修単位 1 単位